

## 司法試験委員会会議（第106回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

### 1 日時

平成26年11月5日（水）14:30～15:30

### 2 場所

最高検察庁大会議室

### 3 出席者

- 司法試験委員会  
（委員長）山口 厚  
（委員）稲川龍也，奥田隆文，古口 章，土屋美明，羽間京子，長谷部由起子（敬称略）
- 司法試験委員会幹事  
西山卓爾司法法制課長
- 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）  
小山太士人事課長，是木 誠人事課付，滝口正信試験管理官

### 4 議題

- (1) 平成26年司法試験予備試験口述試験合格者の決定について（協議）
- (2) 司法試験の方式・内容等に関する検討について（協議）
- (3) 平成27年司法試験及び司法試験予備試験の実施について（協議）
- (4) その他
- (5) 次回開催日程等について（説明）

### 5 資料

- 資料1 幹事による報告資料
- 資料2 平成27年司法試験の施行（官報）
- 資料3 平成27年司法試験予備試験の施行（官報）
- 資料4 司法試験における問題数及び点数等について
- 資料5 司法試験及び司法試験予備試験受験者に対する受験特別措置の取扱い
- 資料6 平成26年度司法試験に関するアンケート調査結果報告書
- 資料7 法曹養成制度改革顧問会議第12回 議事録

### 6 議事等

- (1) 平成26年司法試験予備試験口述試験合格者の決定について（協議）
  - 平成26年司法試験予備試験口述試験について，司法試験予備試験考査委員会議の判定に基づき，総得点119点以上の356人を合格者とすることが決定された。
- (2) 司法試験の方式・内容等に関する検討について（協議）

（◎委員長，□幹事）

◎ 司法試験の方式，内容等に関する検討状況について，幹事から報告の求めがあるので御依頼することとしたいが，いかがか。

(一同了承)

◎ それでは，御報告をお願いします。

□ 幹事による現在の検討状況について報告する。平成27年司法試験における短答式試験の在り方については，これまでの幹事による報告を踏まえ，本年7月29日，「司法試験法の改正を踏まえた短答式試験の在り方等について」という司法試験委員会決定を行っていただいたところである。幹事においては，現在は，議論の中心を論文式試験の在り方等に移しており，これまでに，司法試験考査委員に対してアンケートを実施し，その結果を分析しているほか，法科大学院協会や日本弁護士連合会に御協力いただき，一部の方から司法試験の在り方に関する御意見を伺うなどしている。本日は，考査委員に対するアンケートの回答状況について報告する。

アンケートの対象は，平成24年から平成26年までの考査委員であり，最終的に286名から回答をいただいている。回答者については，問題作成段階からの考査委員，採点のための考査委員のいずれも含まれており，必須科目の考査委員が227名，選択科目の考査委員が64名という内訳となっている。なお，必須科目，選択科目双方の考査委員を務めた方もおられるため，回答総数は286名となったものである。短答式試験に関するアンケートの内容は既に報告済みであるので，本日は，論文式試験に係る部分について，資料1に基づいて報告する。なお，考査委員に対しては，アンケート実施に当たり，出題に当たっては，最善の出題となるように毎年努力いただいていると思われるものの，より良い試験とするために更に何か工夫をすることができないかという観点から，積極的に意見を出していただきたいと依頼している。このため，考査委員の中には，現状の出題等を肯定的に捉えつつも，敢えて意見を述べたという方も相当数おられる可能性があるため，その点については御留意いただきたい。

まず資料の1ページは，各科目の試験時間についての質問に対する回答を記載したものである。現在，公法系と刑事系は4時間，民事系は6時間，選択科目は3時間の試験時間となっているところ，この質問は，これら各科目の試験時間が長すぎないかという質問である。結果としては，238人，全体の約83%の考査委員から「各科目の試験時間は適当である」との回答をいただいている。試験時間について何らかの変更を求める意見の中では，試験時間が長すぎるという意見は9人とどまっており，現状よりも試験時間を長くすべきという意見が25人となっている。

次に，資料の2ページは，論文式試験の試験時間全体についての質問に対する回答を記載したものである。この質問は，個々の科目ごとの試験時間ではなく，全科目を総合して見た場合，試験時間が長すぎて受験者の負担となっているのではないかという観点からの質問である。現在，論文式試験の試験時間は合計17時間となっており，受験者は3日間でそれらの試験を受けることになっている。この質問に対しては，200人，全体の約70%の考査委員から「全体として試験時間は適当である」との回答をいただいている。もっとも，前の調査項目で各科目ごとの試験時間については約83%の考査委員が適当と回答していることと比較すると，改善の余地があると考えられる考査委員が多くなっている。その内訳を見ると，39人の考査委員が全体として見れば試験時間が長すぎるという回答をしており，もっと試験時間を長くすべきという意見の20人を上回

っている。試験時間が長すぎるのではないかと考える考査委員の対処方策についての意見を見ると、試験科目の削減を求める意見のほか、科目によって試験時間に差違を設けるなどの運用面での対処を求める意見も見られる。

次に、資料の4ページは、『試験時間に比して論点数が多いなどの理由で、時間不足になっている受験者が多い。』という意見について、どのように考えるか」という質問とそれに対する回答をまとめたものである。この項目については、これまでの項目と異なり、アンケート結果が大きく分かれ、約55%に当たる154人の考査委員が「時間不足になっている受験者が多い」と回答しており、約45%に当たる124人の考査委員が「特に時間不足となっている受験者が多いとは感じない」と回答している。なお、科目別に見ると、必須科目については、約6割の考査委員が「時間不足になっている受験者が多い」と回答しているところ、選択科目では、逆に約6割が「時間不足になっている受験者が多いと感じない」と回答している。

この質問項目においては、時間不足になっている受験者が多いと回答した考査委員に対し、その解消方策としてどのような方策が考えられるか、解消方策を採った場合に何らかの懸念事項があるかという質問を更にしており、その回答概要をまとめたものが、次の4-2ページにある図表である。「時間不足になっている受験者が多いと感じる」と回答した考査委員154人につき、改善方策に関する意見を集約すると、資料中央部の5つの四角囲みの意見に概ね分類される。それぞれの囲みの右端に黄色の丸で記載されている数値は、154人の意見の中で、同じ趣旨の内容が記載されている割合を概数として示したものである。つまり、一番上の「論点の減少・設問（小問）の減少」については、154人中の50%程度に当たる考査委員が改善方策として言及していることを示している。複数の意見を提示いただいた考査委員もいるので、黄色の丸で記載した数値を合計すると100%を超える。時間不足を指摘する意見が過半数となっているが、そのうち、特段の改善方策は不要であるとする意見も約15%、20人以上いるので、改善の要否という観点から見ると、必要とする意見と不要とする意見が非常に拮抗しているものの、不要とする意見がやや多いという結果となっている。改善方策の提案については、それぞれ、懸念事項も指摘されており、例えば、論点や小問を減少させるという方向性については、答案が均質化して能力判定が困難にならないかとか、旧司法試験で見られたような論点主義を助長することにならないかとか、ヤマが当たるかどうかという不公平が促進されないかなどというような懸念が示されている。また、問題文や資料の減少に対しては、事例から論点を抽出する能力を図るのが新司法試験の良さで、それを失わせるべきではないという懸念を示す意見などが見られる。論点の難度を下げるという意見については、やはり能力判定への影響を懸念する意見が見られるほか、法曹として求められる水準について誤ったメッセージを発することにならないかという懸念などが示されている。また、試験時間の更なる確保に関しては、実質的に受験者の負担感を更に増すのではないかと指摘がなされている。

次に、資料の5ページは、『よりじっくり答案を作成させるため、何らかの負担軽減策を採るべき』という意見についてどう考えるか」という質問に対する回答をまとめたものである。回答状況を見ると、約40%に当たる115人の考査委員が負担軽減策を採ることに賛成であると、約30%に当たる84人の考査委員が負担軽減策を採ることに反対であると、約30%に当たる86人の考査委員がどちらとも言えないと回答している。

この質問項目においては、負担軽減策を採ることに賛成と考える考査委員に対しては、具体的な改善方策やそれに伴って懸念される事項を、また、負担軽減策を採ることに反対、又はどちらとも言えないと考える考査委員には、その理由を更に質問している。その回答概要をまとめたものが、次の5-2ページにある図表である。負担軽減策についての具体的な意見は、先ほど説明した試験時間の不足への対処方策とほぼ同様となっており、論点や小問を減少させたり、問題文や資料を減少させたり、論点の難度を下げたり、試験時間を長くしたりという提案がなされている。一方、負担軽減策を採ることに反対又はどちらとも言えないという意見の具体的な内容は、図表の下半部に記載されているとおり様々な意見があり、比較的多い意見を見ると、現状程度の負担は法曹となるべき者に必要な能力を図る上で必要であるとか、しっかり答案が書けている受験者もおり、現状を変更する必要性を感じないとか、負担軽減には一長一短があり、制度変更には慎重であるべきなどという意見などが見られる。

次に、資料の6ページは、「論文式試験の出題分野を一定の範囲に制限したり、出題分野から一定の範囲を除外したりすることについて、どのように考えるか」という質問に対する回答をまとめたものである。この質問については、約64%に当たる182人の考査委員から、出題範囲の限定等には反対であるという回答をいただいている。出題範囲の限定等に賛成の意見は必ずしも多くないが、そのような考査委員には具体的にどのような分野に限定したり、どのような分野を除外したりすべきかについての意見も聞いており、資料の6から8ページにその具体的な意見を記載しているが、科目ごとに様々である。また、出題範囲の限定等に反対したり、どちらとも言えないと回答された考査委員には、その理由も聞いているが、受験者に対して当該分野は勉強しなくてよいという誤ったメッセージを発することになるのではないかと懸念する意見が相当数見られるほか、「範囲の限定や除外が技術的に難しい」、「問題が作りにくくなる」といった現実的な困難性を示す意見も一定程度見られる。

最後に、資料の10ページは、「論文式試験の現在の配点割合について変更する必要があるか」という質問に対する回答をまとめたものである。現在は、公法系科目及び刑事系科目は1問100点の合計200点、民事系科目は1問100点の合計300点、選択科目は2問で100点という配点となっているが、これについて変更する必要があるかという観点からの質問になる。回答状況を見ると、約84%に当たる237人の考査委員から変更の必要はないという回答をいただいている。変更の方向性に関する具体的な意見は資料の11ページに記載されている。

幹事においては、これらのアンケート結果を踏まえつつ、現在、論文式試験の在り方等を中心に議論を進めているところであり、特に、試験時間の不足や負担軽減策に関する部分に関しては、考査委員の中にも相当程度改善方策を採ることもあり得るとの意見があることは十分に踏まえる必要があるとの意見が出ている。一方で、このアンケートに対する回答については、同様の意見であったとしても、実際は科目の特性等により意味するところが相当違う可能性があり、意見の内容については慎重な分析が必要であるとの意見も示されている。このような意見も踏まえ、幹事においては、外部からの意見をお聞きしたり、一部の考査委員から直接意見を聞かせていただくなどし、司法試験の方式、内容等についての検討を更に進めることにしている。また、これと並行して、一部の法科大学院に協力を依頼し、修了生の方々の御意見をアンケートによって把握していく手続等も進めているので、その結果についても参考とさせていただき、今後、試験

日程の在り方等も含めて、広く司法試験の在り方全般について検討をしていきたいと考えている。報告は以上である。

◎ 本日、考査委員に対するアンケートの結果の説明を受けたが、今後、この委員会においても議論を進めていきたい。幹事にも引き続き検討をお願いする。

(3) 平成27年司法試験及び司法試験予備試験の実施について（協議）

○ 司法試験法第7条に基づく平成27年司法試験及び司法試験予備試験の期日及び試験地等の公告は、資料2及び資料3のとおり行うこととされた。

○ 「司法試験における問題数及び配点等について」につき、平成26年7月29日に決定された「司法試験法の改正を踏まえた短答式試験の在り方等について」をより具体化し、資料4のとおり改正することが決定された。また、「司法試験及び司法試験予備試験受験者に対する受験特別措置の取扱い」について、資料5のとおり改正することが決定された。

○ 事務局から、平成27年司法試験及び司法試験予備試験に関する実施打合せ考査委員会議における協議事項等について説明がなされ、了承された。

(4) その他

○ 事務局から、法科大学院協会が公表している資料6「平成26年度司法試験に関するアンケート調査結果報告書」について報告がなされた。

○ 事務局から、法曹養成制度改革顧問会議の開催状況及び協議状況について資料7に基づき報告がなされた。

(5) 次回開催日程等について（説明）

○ 次回の司法試験委員会は、平成26年12月10日（水）に開催することが確認された。

（以上）